

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第18号

(所管) 総務部 総務課

件名	堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について
提案理由	障害者の雇用機会の拡充等を目的とする堺市チャレンジ雇用により任用された者を学校に配置するため、その者の勤務時間等について、学校の実情に応じて柔軟に設定できるよう所要の改正を行うものである。
議案(報告)の概要又は要旨	1 改正の内容 堺市チャレンジ雇用により任用され学校において各種業務に従事する者の勤務時間、休憩時間、週休日及び休日の特例を定めるもの 2 施行期日 令和3年6月1日
備考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 <input checked="" type="checkbox"/> 上記案により、公布する。 <input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会(定例会・臨時会)に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 <input type="checkbox"/> その他()

議案第18号

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部について、次のとおり改正する。

令和3年5月31日
堺市教育委員会
教育長 日渡 円

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

総務課 (各市立学校(幼稚園を含む。))における用務業務に従事する者に限る。)	午前8時から 午後4時30分まで	午前11時から 午前11時45分まで	(1) 日曜日 (2) 土曜日	(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
--	---------------------	-----------------------	--------------------	--

を

」

「

総務課 (各市立学校(幼稚園を含む。))における用務業務に従事する者に限る。)	午前8時から 午後4時30分まで	午前11時から 午前11時45分まで	(1) 日曜日 (2) 土曜日	(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
総務課 (堺市チャレンジ雇用により任用され各市立)	1日の勤務時間(休憩時間を除く。)が7時間30分を超えない範囲内で、課長	左記の勤務時間の範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間	(1) 日曜日 (2) 土曜日	(1) 祝日法に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

に

学校において各種業務に従事する者に限る。)	が職員ごとに指定する時間			
-----------------------	--------------	--	--	--

」

改める。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）新旧対照表

現行						改正後（案）					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
所属	区分	勤務時間	休憩時間	週休日	休日	所属	区分	勤務時間	休憩時間	週休日	休日
総務課 （各市 立学校 （幼稚 園を含 む。） におけ る用務 業務に 従事す る者に 限 る。）		午前8時から	午前11時か	(1) 日曜	(1) 国民の祝日 に関する法律 （昭和23年 法律第178 号。以下「祝 日法」とい う。）に規定 する休日 (2) 12月29 日から翌年の 1月3日まで の日（前号に 掲げる日を除 く。）	総務課 （各市 立学校 （幼稚 園を含 む。） におけ る用務 業務に 従事す る者に 限 る。）		午前8時から	午前11時か	(1) 日曜	(1) 国民の祝日 に関する法律 （昭和23年 法律第178 号。以下「祝 日法」とい う。）に規定 する休日 (2) 12月29 日から翌年の 1月3日まで の日（前号に 掲げる日を除 く。）
		午後4時30 分まで	ら午前11時 45分まで	日 土曜 日				午後4時30 分まで	ら午前11時 45分まで	日 土曜 日	
(略)						総務課 （堺市 チャレ ンジ雇		1日の勤務時 間（休憩時間 を除く。）が 7時間30	左記の勤務時 間の範囲内で 45分とし、 課長が職員ご	(1) 日曜 日 土曜 日	(1) 祝日法に規 定する休日 (2) 12月29 日から翌年の

<u>用によ</u> <u>り任用</u> <u>され各</u> <u>市立学</u> <u>校にお</u> <u>いて各</u> <u>種業務</u> <u>に従事</u> <u>する者</u> <u>に限</u> <u>る。)</u>	<u>分を超えない</u> <u>範囲内で、課</u> <u>長が職員ごと</u> <u>に指定する時</u> <u>間</u>	<u>とに指定する</u> <u>時間</u>	<u>1月3日まで</u> <u>の日（前号に</u> <u>掲げる日を除</u> <u>く。)</u>
(略)			